

商標制度とは

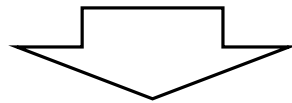
消費者・企業が円満な経済活動を行っていくためには、
商品やサービスについて、

- ・ **だれが製造又は提供したものなのか？**
- ・ **その商品やサービスの質はどの程度なのか？**

といった事柄が分かるシステムが必要

商標制度は、商品やサービスに付される目印 = 商標を
保護することを定め、その商標に対して以下の3つの機能を持たせる

- ・ **商品やサービスの出所を表示する機能** 《出所表示機能》
- ・ **品質を保証する機能** 《品質保証機能》
- ・ **商品やサービスを広告・宣伝する機能** 《広告・宣伝機能》



商標を使用する者の**業務上の信用の維持**を図ることを通じて、
産業の発達に寄与し、一方で**需要者の利益を保護**（商標法1条）

商標とは

商標とは、事業者の取り扱う商品・サービスを他人の商品・サービスと区別するために、その商品・サービスについて使用する**文字**、**図形**、**記号**、**立体的形状**などのマーク(標識)

(法2条)

- 商標例

文字商標

アリナミン

図形商標



立体商標



記号商標



結合商標



商標を登録するメリット

- 商品、サービスを提供しているのは自社であることを示すことができる（**出所表示機能**）
- 商品、サービスについての品質を保証することができる（**品質保証機能**）
- 他者に遠慮することなく宣伝・広告活動を行うことができる（**広告・宣伝機能**）
- 商標権の譲渡・使用許諾
- 登録商標に似ているマークが使用されている場合、マークの使用を排除することができる
（登録していないと逆に排除される場合あり）

商品・役務について

- 商標権は、**マーク**と、そのマークを使用する**商品・サービスの組合せで一つの権利**
- 商標法では、サービスのことを「**役務(えきむ)**」
- 商標出願時に、**商品・役務を指定し、指定した商品を「指定商品」、指定した役務を「指定役務」**
- **指定商品・指定役務によって、権利の範囲が定まる**
- **商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたものが「区分」**
- **区分は、第1類～第45類**

商標と指定商品・指定役務

A 株式会社 

商標 **ABC**

 指定商品：書類入れかばん
区分：18 類

B 商事 

商標 **ABC**

 指定商品：サッカーボール
区分：28 類

指定商品が非類似

両商標ともに登録可

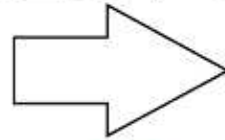
商標権の権利範囲

A 株式会社

指定商品：書類入れかばん
区分：18 類



差止め不可



- ・商標同一
- ・指定商品非類似

B 商事



指定商品：サッカーボール
区分：28 類

差止め可

- ・商標類似
- ・指定商品類似



C 商店

指定商品：ランドセル
区分：18 類

商品・役務の類似例


- ・「焼酎」と「清酒」
- ・「菓子」と「パン」
- ・「時計」と「時計の修理」

登録要件

- 「**自他商品・役務の識別力**」があること(法3条1項各号)
自分の商品又は役務を他人の商品又は役務から区別させる
- **公の利益を害さないこと** (法4条1項1～7,16,18号)
国旗等や国際機関を示すもの、赤十字の名称等、著名な国の機関・公共団体等を示す商標は登録不可
- **他人の権利を害さないこと** (法4条1項8, 10, 11号)
他人の登録商標と同一又は類似する商標は登録不可

「自他商品・役務の識別力」があること

以下の商標は登録不可

- **普通名称や慣用的なもの**（法3条1項1,2号）
 - ・商品「レタス」について「サニーレタス」（普通名称）
 - ・役務「興行場の座席の手配」に「プレイガイド」（慣用商標）
- **商品の産地や品質、役務の提供場所や質等を表示するもの**（同3号）
 - ・商品「緑茶」について「静岡」（商品の産地）
 - ・役務「うどん料理の提供」について「手打ち」（役務の態様）
- **ありふれた氏又は名称**（同4号）
 - ・「YAMADA」、「伊藤株式会社」
- **きわめて簡単で、かつ、ありふれたもの**（同5号）
 - ・「 - 」（一本の直線）、「」（円輪郭）、「A」、「7」
- **その他、自他商品又は役務識別機能を有しないもの**（同6号）
 - ・地模様のみからなるもの、キャッチフレーズ、「Net」、「平成」

法3条1項3～5号に該当する場合であっても、使用により
識別力を有するに至った商標は登録可（法3条2項）

公の利益を害さないこと

以下の商標は登録不可



- 国旗等や国際機関を示すもの、赤十字の名称等、著名な国の機関・公共団体等を示す商標（法4条1項1～6号）



- 公の秩序、善良な風俗を害するおそれのある商標でないこと（同7号）
 - ・ 矯激、卑猥な文字、図形
 - ・ 他の法律で禁止されているもの
 - ・ 差別用語
- 商品の品質、サービスの質の誤認を起こすおそれがある商標（同16号）
 - ・ 商品「水産物の缶詰」に牛のデザインの商標
 - ・ 商品「鍋」に「アンチ一万度」
 - ・ 役務「日本料理の提供」に「中華料理北京飯店」
- 商品（商品の包装）の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標（同18号）
 - ・ 「丸くせざるを得ない自動車のタイヤ」

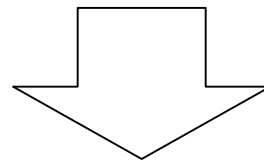
他人の権利を害さないこと

以下の商標は登録不可

- 他人の肖像や氏名等と同一の商標（法4条1項8号）
本人の承諾を得た場合は登録が可能
- 他人の周知商標に類似する商標、他人の著名商標と混同を起こす商標（同10号）
 - ・他人の著名商標「SONY」と商標「neoSONY」
- 他人の登録商標と同一又は類似の商標（同11号）
 - ・他人の登録商標「アトミン」と商標「アタミン」（**称呼類似**）
 - ・他人の登録商標「名山」と商標「名岳」（**観念類似**）
 - ・他人の登録商標「」と商標「」（**外観類似**）
- 不正の目的で使用する商標（同19号）
 - ・外国の周知商標の盗用
 - ・外国の周知商標の権利者の国内参入の阻止
 - ・代理店契約締結の強制目的

商標調査

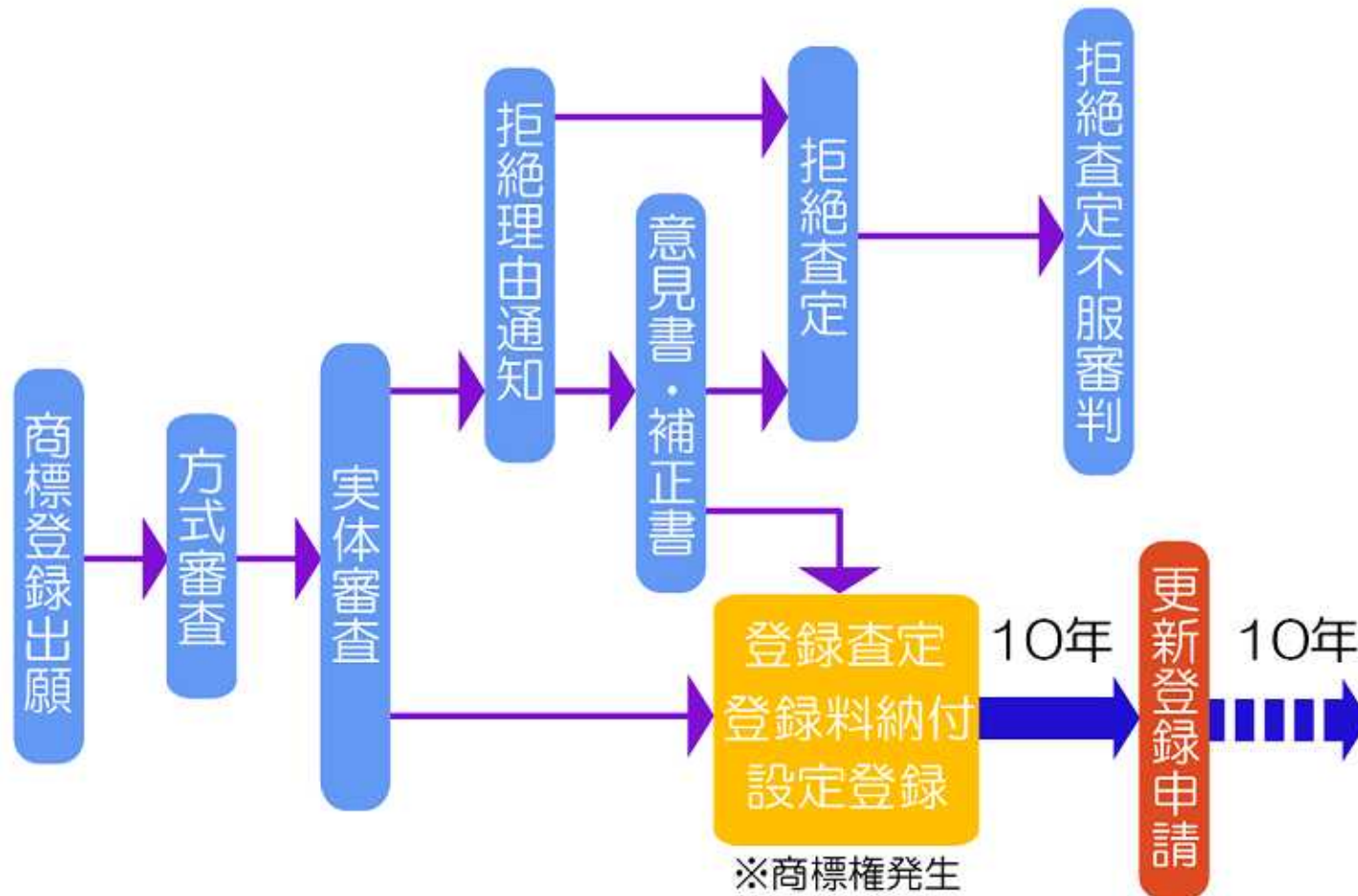
- 使用しようとする商標と同一又は類似の商標が、他人によって出願されており既に登録を受けていると、その他人の商標権を侵害することになる
- 商標を出願した場合、他人の登録商標と同一又は類似と判断されると、登録を受けることができない



無駄な労力・費用を
発生させないために

商標調査が有効

登録手続き



商標権者ができること

- **自ら商標を使用する** (法25条)
長年使用することにより信用が化体する (財産的価値が大)
- **権利を侵害した者を排除する**
差止請求 (法36条), 損害賠償請求 (法38条), 不当利得返還請求 (民法703条),
信用回復措置請求 (法39条), 刑事上の救済 (法78条など)
- **他人に商標の使用を許諾する** (法30,31条)
ロイヤリティ収入, フランチャイズ展開
- **他人に商標権を譲渡する** (法24条の2)
使用しない商標の整理

商標権の効力

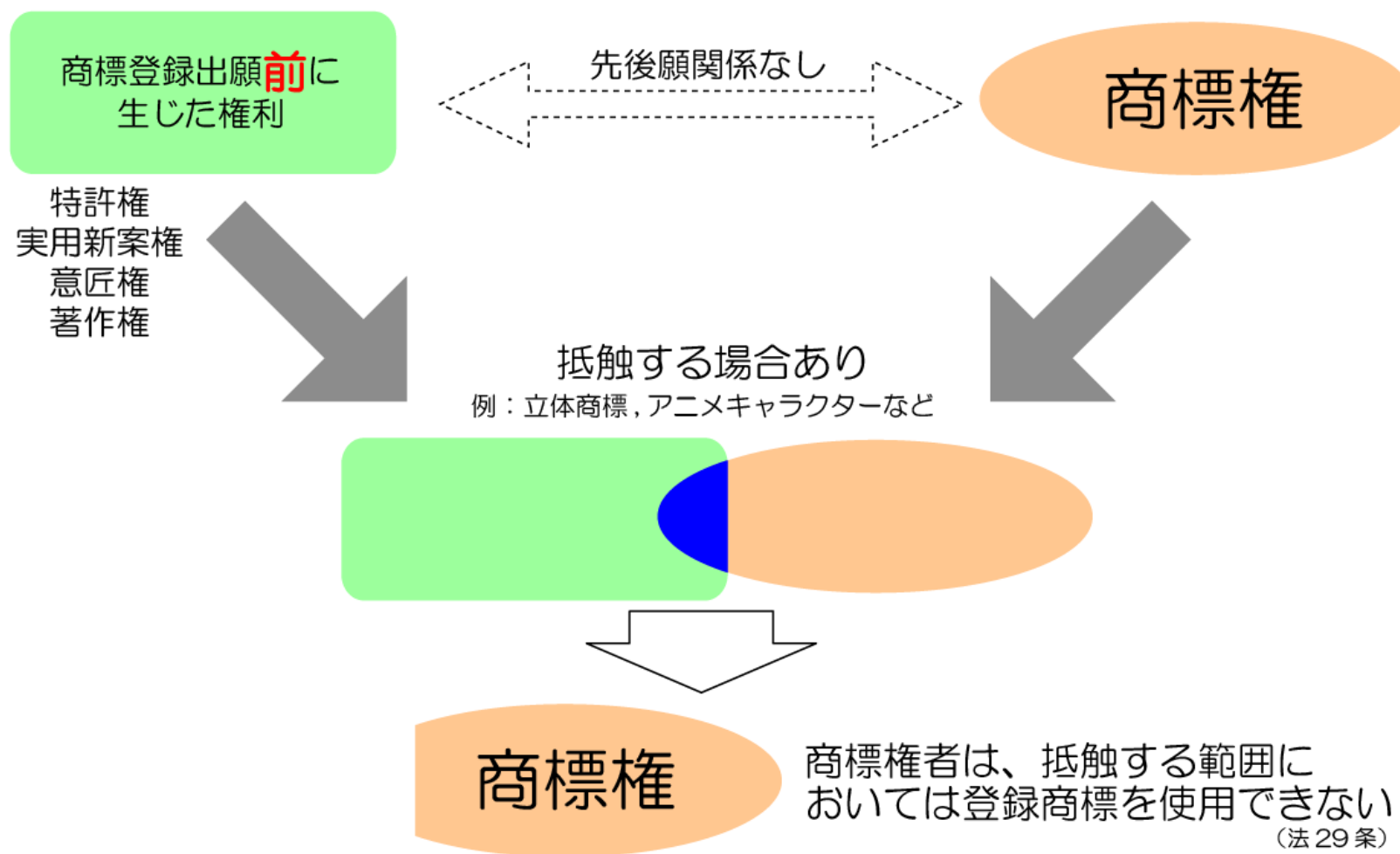
効力が及ぶ範囲		指定商品・役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

専用権：商標権者が登録商標をその指定商品・役務について専用する権利（法25条）

禁止権：登録商標に類似する商標の使用を禁止・排除する権利（法37条）

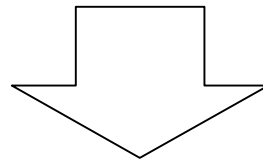
×：商標権の効力が及ばない

他人の特許権等との関係



先使用権

周知商標が存在する場合、商標は登録されない
(法4条1項10号)



しかし、過誤登録される場合あり

以下の要件を満たせば、未登録の周知商標の使用者は、登録された商標と重複して、この周知商標を使用することができる ⇒ **先使用権** (法32条)

- 他人の商標出願時に不正の目的なく使用していること
- 他人の出願時に自己の商標が周知になっていること
- 継続的に使用していること

周知商標：最終消費者のみならず、取引者の間に広く認識されている商標。
全国的のみならず、一地方で広く認識されている商標。

地域団体商標制度

- 地域団体商標制度とは、
「地名 + 商品名」からなる地域ブランドが商標権を得るための基準を緩和し、事業協同組合や農業協同組合等の団体が商標を使用することにより、一定範囲の周知度を得た段階で地域団体商標として早期に権利取得することを可能とした制度

(法7条の2)

地域団体商標制度の効果

- 地域産品を国民へ周知することで、模倣品を撲滅
- 地域の事業者に一体感が生じる
- 地域産業の競争力が増す
- 資金や人材の流入により地域経済の活性化につながる

地域団体商標の登録要件

「地域名 + 商品（役務）名」からなる商標であって以下の要件に該当するものを「地域団体商標」として登録

- (1)出願できる者（法人格を有する組合であって構成員資格者の加入の自由があること）
例：事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、酒造組合
出願できない者：個人、株式会社、地方自治体、NPO法人等
- (2)地域名と商品（役務）の関係が明確になっていること（商品の産地、役務の提供地等）
例：商標「東京みかん」 商品「東京都で生産されたみかん」
- (3)出願人が当該商標を使用したことにより出願人の商標として一定程度（例えば隣接都道府県に及ぶ程度）の需要者に認識されていること
- (4)商標全体として商品（役務）の普通名称でないこと
普通名称と考えられる例：「さつまいも」「伊予柑」「伊勢海老」